

## 在留資格を有する外国人の再入国について（令和2年7月31日）

令和2年7月22日、日本国政府は、在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可すべく検討する方針を発表し、現在出国中の再入国許可者（注）の再入国から開始していくことを決定しました。（注：入国拒否対象地域指定前日までに当該地域に再入国許可をもって出国した者に限る）。

また、これに伴い、これまで特段の事情があるものとして入国が認められてきた「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格保持者等についても、今後、感染拡大防止等の観点から、再入国に際し新たな手続が必要となりますのでご注意ください。

詳細は、外務省HPの以下のリンク先のとおりです。

日本語版 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000864.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html)

英語版 [https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001074.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html)